

一般質問のご報告①

公金不正流用の全容を解明しなければなりません！

取引先事業者に対する調査等、
徹底的な調査を早急に実施すべきです！

■これまでの経緯

私は昨年12月議会において、

○車両チームにおける修理・交換等の履歴の中に、不自然な事例が存在する
○発注・納品に関わる運用や事後のチェック体制が、きわめて杜撰ずさん

等の問題点を指摘しました。指摘を受けて市が調査した結果、**実際には発生していない修理・交換等をでっちあげて費用を流用し、デジタルカメラ・カーナビ・パソコン・プリンター等を購入していたことが明らかになりました。**しかしながら実施された調査は、12月議会において、市が「近隣他都市の事例を参考にしながら速やかに調査を実施いたします」と答弁した内容に比べて、きわめて不十分なものに留まっています。

■徹底的な調査を！

約2年前に本市と同様の不正行為の存在が明らかになった神戸市では、市と一定以上の取引関係がある事業者に対する調査を実施した結果、多くの不正行為の存在が明らかになりました。ところが、本市が行った調査は

○職員に対するヒアリング
○備品台帳に掲載されていないにも関わらず、職場内に存在する備品のチェック

のみに留まっていました。これでは不正行為の全容を明らかにすることは不可能です。6月議会における**私の指摘を受けて、市は取引実績のある事業者に対する調査を実施することを約束しました。**徹底的な調査が行われるよう、引き続き、働きかけてまいります。

一般質問のご報告②

非常食の賞味期限が切れていました。。

大規模災害発生時に備え、
早急に再発を防ぐ体制を整えるべきです！

■賞味期限が切れていました。。

市は、大規模災害発生時に被災者を支援するため、非常食・紙製食器・毛布・タオル・石鹸・ゴミ袋等の非常用物資を市内21箇所の備蓄庫に保管しています。ところが、**ある自主防災会が地域内の小学校に設置された備蓄庫を確認したところ、一部の非常食の賞味期限が切れていることが明らかになりました。**このような事態が発生した原因として、

○備蓄庫の管理は防災危機管理局が担当
○備蓄庫に保管される備蓄物資の発注・検品、賞味期限の確認・記録等は産業文化局が担当
➡異なる部署が類似した業務を担当しているため、
個々の業務に対する責任・分担が曖昧あいまい

という問題の存在が挙げられます。

■再発防止のための対策を！

私の指摘を受けて、市は、

○今後は防災危機管理局が中心となって備蓄物資の管理を行うこと
○備蓄物資の納品・点検・賞味期限などを管理するシステムを構築すること
○備蓄庫の定期的な点検を一元的に行い、備蓄物資の管理を徹底すること

を約束しました。二度と、同じ問題を引き起こしてはなりません。再発防止のため、市が約束した内容を適切に推進するよう、今後の展開を注視してまいります。

一般質問のご報告③

公用車の台数、多過ぎませんか？？？

利用状況を精査し、保有台数を適正化するべきです！

■公用車の保有状況

本市は業務上、使用する車両(以下、公用車)を390台保有しています。これは近隣市と比べて大幅に多い台数であり(表①参照)、購入・利用・維持・管理のために毎年数千万円規模の費用が発生しています。しかしながら利用を適正化することによって、公用車の台数を削減し、費用を低減することが可能です。

【表①】近隣市との比較(公用車保有台数)

	西宮	宝塚	尼崎	伊丹	芦屋
保有台数	390	234	219	147	139
本市との比較	100	60	56	38	36

※本市が保有する公用車台数を100として
近隣他市と比較

■利用状況の精査と台数の適正化を！

公用車の約6割を占める、個々の職員が運転する軽自動車の利用状況を調査したところ、

○利用全体の40%以上が往復10km以下の近距離の移動に使用されており、そのうち約1/3は往復5km以下の利用であること

○短い走行距離であるにも関わらず、長時間、利用されている事例が多数存在すること

○利用申請に際して、正確な目的地を示す必要がないため、車両を利用する妥当性の確認が困難であること(市内の場合は「本庁管内」「瓦木支所(管内)」、市外の場合は「芦屋市」「尼崎市」等、大まかな位置の記入しか求められない)

等、多くの問題が存在することが明らかになりました。指摘に対して**市は、公用車の利用状況を精査すること、調査結果を踏まえて車両台数の適正化に努めることを約束しました。**引き続き、今後の展開を注視してまいります。

一般質問のご報告④

運転手を長時間待たせるのは、やめるべきです！

長時間の待機が必要な利用は禁止するなど、
効率的な運用実現のための具体的対策を取るべきです。

■効率的な運用を！

公用車の中には、運転手が専属する共用車と呼ばれる車両が12台含まれます。本市では、共用車は各部署からの使用申込みによって運行しており、利用に条件は設けていません。一方、近隣市の多くは「一定の待時間がある場合は片道みの利用を原則とし、長時間の待機はさせない」

【表②】近隣市との比較(共用車の利用条件)

	条件(各市の規則・規定より抜粋)
西宮市	特になし
宝塚市	共用車の使用の途中において待時間が60分を超えることとなる場合は、原則として片道運行とする。
尼崎市	使用の途中において待時間が30分を越えることとなる場合は、貸出車両を除き、原則として片道運行とする。
伊丹市	車両の使用の途中において待時間が、市内の場合は60分、市外の場合は2時間を超えることとなる場合は片道運転とする。

という考えに基づく利用条件を規定しています(表②参照)。**本市では過去、共用車を利用した結婚式・披露宴への出席等、不適切な利用が大きな問題となりました。**こうした利用を根絶し、車両運行を効率化するためにも、共用車の利用に制約を課すべきです。指摘に対して市は、他市の事例も参考に改善を検討することを約束しました。